

2017年（平成29年）2月1日

株式会社ビケンコ

代理人弁護士 木川 和広 殿
同 村松 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕 すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

通 知 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年（平成20年）5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴職らによる平成28年10月12日付け文書にて、ホームページ広告画面及び返品規程を変更した旨のご連絡をいただきました。貴職らからのご回答及びホームページ上の表示により、当法人が景品表示法における不当表示等に該当するものとして指摘していた事項について一定の是正がなされたことを確認いたしました。

つきましては、今回の申入れについては一定のご理解と改善が得られたものと評価し、一旦処理を終了いたします。

もともと、当法人としましては、貴社の確認画面における商品購入「合計」欄に定期コースの総額が記載されていないことは適切ではないと思料しておりますので、この点を付言させていただきます。

当法人は、今後も、貴社のホームページの内容及び実際の運用が法の趣旨に沿っ

た適正なものであるかについて絶えず関心をもって注視し、もし違法・不当な運用があれば改めて是正の申入れ等を行う所存です。なお、貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容につきましては、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上

2017年(平成29年)2月1日

株式会社JBSコスメティック
代理人弁護士 木川 和広 殿
同 村松 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号
兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

通 知 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年(平成20年)5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴職らによる平成28年10月12日付け文書にて、ホームページ広告画面及び返品規程を変更した旨のご連絡をいただきました。貴職らからのご回答及びホームページ上の表示により、当法人が景品表示法における不当表示等に該当するものとして指摘していた事項について一定の是正がなされたことを確認いたしました。

つきましては、今回の申入れについては一定のご理解と改善が得られたものと評価し、一旦処理を終了いたします。

もともと、当法人としましては、貴社の確認画面における商品購入「合計」欄に定期コースの総額が記載されていないことは適切ではないと思料しておりますので、この点を付言させていただきます。

当法人は、今後も、貴社のホームページの内容及び実際の運用が法の趣旨に沿っ

た適正なものであるかについて絶えず関心をもって注視し、もし違法・不当な運用があれば改めて是正の申入れ等を行う所存です。なお、貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容につきましては、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上

2017年(平成29年)2月1日

株式会社クワンジャパン
代理人弁護士 木川 和広 殿
同 村松 亮 殿

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 山崎 省吾



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL: <http://hyogo-c-net.com>

〔連絡先〕すずらん法律事務所

弁護士 北村 拓也

TEL 078-382-0724 FAX 078-382-0725

通 知 書

当法人は、兵庫県神戸市に事務所を置き、消費者の権利確立のために、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業等を行うことを目的とし、2008年(平成20年)5月28日に内閣総理大臣から消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定を受けた団体です。

貴職らによる平成28年10月12日付け文書にて、ホームページ広告画面及び返品規程を変更した旨のご連絡をいただきました。貴職らからのご回答及びホームページ上の表示により、当法人が景品表示法における不当表示等に該当するものとして指摘していた事項について一定の是正がなされたことを確認いたしました。

つきましては、今回の申入れについては一定のご理解と改善が得られたものと評価し、一旦処理を終了いたします。

もともと、当法人としましては、貴社の確認画面における商品購入「合計」欄に定期コースの総額が記載されていないことは適切ではないと思料しておりますので、この点を付言させていただきます。

当法人は、今後も、貴社のホームページの内容及び実際の運用が法の趣旨に沿っ

た適正なものであるかについて絶えず関心をもって注視し、もし違法・不当な運用があれば改めて是正の申入れ等を行う所存です。なお、貴社からのご回答の有無及びその内容等、本請求に関する経緯・内容につきましては、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として公表させていただきますので、この旨申し添えます。

以 上